いて東日本大震災全国緊急防災施策等に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	債」という。）、平成二十七年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十七年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、平成二十八年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十八年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、平成二十九年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十九年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、平成三十年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成三十年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、令和元年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和元年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、令和二年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和二年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、令和三年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和三年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、令和四年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和四年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、令和五年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和五年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）及び令和六年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和六年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）で総務大臣の指定するものの額
四十九　令和元年度から令和六年度までの各年度において国土強靭化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	千円 1　国土強靭化施策に要する費用に充てるため、令和元年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和元年度国土強靭化施策債」という。）、令和二年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和二年度国土強靭化施策債」という。）、令和三年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和三年度国土強靭化施策債」という。）、令和四年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和四年度国土強靭化施策債」という。）、令和五年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和五年度国土強靭化施策債」という。）及び令和六年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和六年度国土強靭化施策債」という。）のうち防災・減災・国土強靭化緊急対策事業に係る地方債で総務大臣の指定するものに係る額並びに令和元年度から令和六年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た緊急自然災害防止対策事業に係る地方債の額 ［2　略］

いて東日本大震災全国緊急防災施策等に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	債」という。）、平成二十七年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十七年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、平成二十八年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十八年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、平成二十九年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十九年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、平成三十年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成三十年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、令和元年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和元年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、令和二年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和二年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、令和三年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和三年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、令和四年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和四年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、令和五年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和五年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）で総務大臣の指定するものの額
四十九　令和元年度から令和五年度までの各年度において国土強靭化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	千円 ［2　同上］ 1　国土強靭化施策に要する費用に充てるため、令和元年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和元年度国土強靭化施策債」という。）、令和二年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和二年度国土強靭化施策債」という。）、令和三年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和三年度国土強靭化施策債」という。）、令和四年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和四年度国土強靭化施策債」という。）、令和五年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和五年度国土強靭化施策債」という。）及び令和六年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和六年度国土強靭化施策債」という。）のうち防災・減災・国土強靭化緊急対策事業に係る地方債で総務大臣の指定するものに係る額並びに令和元年度から令和五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た緊急自然災害防止対策事業に係る地方債の額 ［2　同上］